

石下管第299号
令和5年1月23日

石巻市下水道事業運営審議会
会長 岡野知子様

石巻市長 齋藤正美

諮問書

石巻市下水道事業運営審議会条例（令和元年石巻市条例第61号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

下水道接続の促進策について

2 諮問の趣旨

下水道は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全に資することを目的に公共事業として整備したものです。下水道への接続が進まなければ、社会全体として、そして、一人一人の市民がその効果を享受することができません。

また、下水道事業は、下水道使用料を主要な収入として経営しています。しかし、下水道への接続環境が整っているにもかかわらず、各家庭や事業者の下水道への接続が進まなければ、収入が十分に確保できず、事業経営、ひいては持続可能な都市機能の維持に支障を来すことになります。

下水道への接続が可能であるにもかかわらず、接続に時間を要する事例や接続しない事例が見られ、このような下水道への未接続を重要な課題と認識しており、この課題解決に向けた方策（別紙記載案）について、貴審議会の意見を頂戴したく、諮問するものです。

(別紙)

下水道接続の促進策について

下水道接続補助金制度の改正

現行制度（浄化槽切替助成事業補助金）を見直します。

	現行	改正（案）
助成対象	既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続した者	既設の浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、公共下水道に接続した者（※1）
助成金額	上限 10 万円	(1) <u>下水道に接続できる時から 3 年以内に接続</u> 上限 20 万円(※2) (2) (1)以外 上限 10 万円
摘要	※1) 制度改正後も現行制度同様、次のいずれにも該当することが必要となります。 <ul style="list-style-type: none">・公共下水道事業の処理区域の住宅（住宅の延べ面積の 2 分の 1 以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的とした住宅でないこと。）の所有者（借地又は借家の場合にあっては、当該所有者から公共下水道に接続することについて同意を得た者に限ります。）・市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税並びに下水道事業受益者負担金及び分担金滞納していない者 ※2) 新制度施行後 3 年間は、下水道に接続できる時から 3 年を経過していても、(1)の助成の対象とします。	